

## 株式会社トヨタユーゼック・三豊市企業立地に関する覚書

三豊市（以下「甲」という。）と株式会社トヨタユーゼック（以下「乙」という。）は、甲が造成する土地に乙が（仮称）TAA 四国会場（以下「会場」という。）を立地することに伴い、甲及び乙が相互に協力し、早期に土地造成工事が完了するなど、会場立地が円滑に行われるよう、次のとおり覚書を締結する。

（会場立地の場所）

第1条 乙は、甲が造成する下記の土地において会場を建設するものとする。

（1）場 所

香川県三豊市三野町字手石場3044番地1地先

（2）造成する土地の区域面積

85,361㎡（うち、平坦区域面積47,702㎡）

（土地造成工事と工事完了時期）

第2条 甲は、前条の場所において次の条件及び別添土地利用計画図（以下「計画図」という。）に基づき土地造成工事を実施するものとする。ただし、この覚書締結後に行う実施設計及び関係法令に基づく諸手続によって造成する土地の区域面積等が一部変更される場合がある。

（1）土地の造成方法

計画図に示すとおり、1号用地及び2号用地に区画して造成し、各区画は2箇所に分けるスロープで連絡するものとする。

（2）雨水の処理方法

① 平坦区域

区域の周囲に排水溝を整備し、洪水調整池に排水する。

② 法面区域

開発行為等の許可権者の指導に基づき、雨水排水施設等を整備する。

（3）用地の面積（覚書締結時点の精度による。）

① 1号用地 57,199㎡（うち、平坦区域面積39,982㎡）

② 2号用地 8,965㎡（うち、平坦区域面積 7,720㎡）

（4）用地の標高（覚書締結時点の精度による。）

① 1号用地 76.80m

② 2号用地 71.00m

（5）工事完了の時期

甲は、覚書締結の日から起算した次の期間を目標に土地造成工事を実施するものとする。ただし、造成工事に要する期間中、天候不順、その他不測の事態が生じた場合は、甲、乙協議して、この期間を延長するなど必要な調整を行うものとする。

また、この土地造成工事に要する期間は、この覚書締結時に予定したものであることから、万全を期するため、この期間の中間時点（工事着手から6ヶ月経過後）で再度確認を行い、甲、乙協議して土地造成工事完成に必要な期間を再調整するものとする。

る。

① 許認可手続等に要する期間 6ヶ月

② 土地造成工事に要する期間 10ヶ月

(土地造成地の譲渡時期)

第3条 甲は、土地造成工事完了後、速やかに官公署等との所要の手続を行い、土地造成地を乙に譲渡するものとする。なお、譲渡する土地には、その土地を構成する法面部分及び水路等の構造物を含むものとする。

(譲渡価額)

第4条 前条の規定により甲が乙に譲渡する土地の価額は、平坦区域面積に坪当たり単価7万円を乗じて算定した額とする。

(保証金)

第5条 乙は、この覚書締結時に、譲渡価額の10%に相当する金額を保証金として、甲に支払うものとする。

2 前項の保証金から利息は発生しないものとし、保証金は土地譲渡代金の清算時にその代金の一部とする。

(覚書の解除等)

第6条 甲及び乙は、それぞれその相手方が本覚書に違約し、かつ、期限を定めた履行の催告に応じない場合は、この覚書を解除し、第3条の土地造成地の売買契約を締結しないことができる。

2 前項の場合において、甲が違約したときは、甲は既に受領した保証金を速やかに乙に返還するものとし、乙が違約したときは、甲は受領済みの保証金を違約金として受領し、乙にそれ以上の請求をしないものとする。

3 この覚書締結後、天災地変等または不可抗力によって、第3条の土地造成地の全部または一部が流失、陥没、滅失または毀損し、乙の目的であるオークションの事業用地としての使用ができなくなった場合は、その損失は甲の負担とし、乙は売買契約を締結しないことができるものとし、その場合、甲は既に受領した保証金を速やかに乙に返還するものとする。

(造成地の一部使用)

第7条 甲は、乙に譲渡する前の造成地(造成中のものを含む。)につき、乙からその一部使用の申し出があった場合において、会場立地のため必要があり、かつ、甲の土地造成工事に支障がないと認められるときは、乙に対し、造成地内への立入り、物資の搬入、施設の構築等造成地の一部使用を認めることができるものとする。その場合の土地の使用は無償とする。

(景観との調和)

第8条 乙は、付近の景観との調和を図るため、会場地内の緑化その他環境の美化に努めるものとする。

(高速通信機能)

第9条 甲は、乙が必要とする高速通信機能を確保するために、関係機関に対し積極的な働きかけをするなど、高速通信基盤の整備に努めるものとする。

(優先雇用)

第10条 乙は、会場の従業員の採用にあたっては、乙の業務上支障のない範囲において三豊市に在住する希望者を優先的に採用するよう配慮するものとし、そのため甲は乙に協力するものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

第12条 この覚書に定める事項について疑義を生じたとき、及び著しく事情の変更があった場合は、この覚書締結の趣旨に基づき、信義誠実の精神をもって円滑・円満な解決を図るものとする。

(効力発生の時期)

第13条 この覚書は、締結の日をもってその効力を発生する。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、署名押印のうえ、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年8月9日

甲 香川県三豊市豊中町本山甲201番地1  
香川県三豊市

市長

---

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6  
株式会社トヨタユーゼック

代表取締役社長

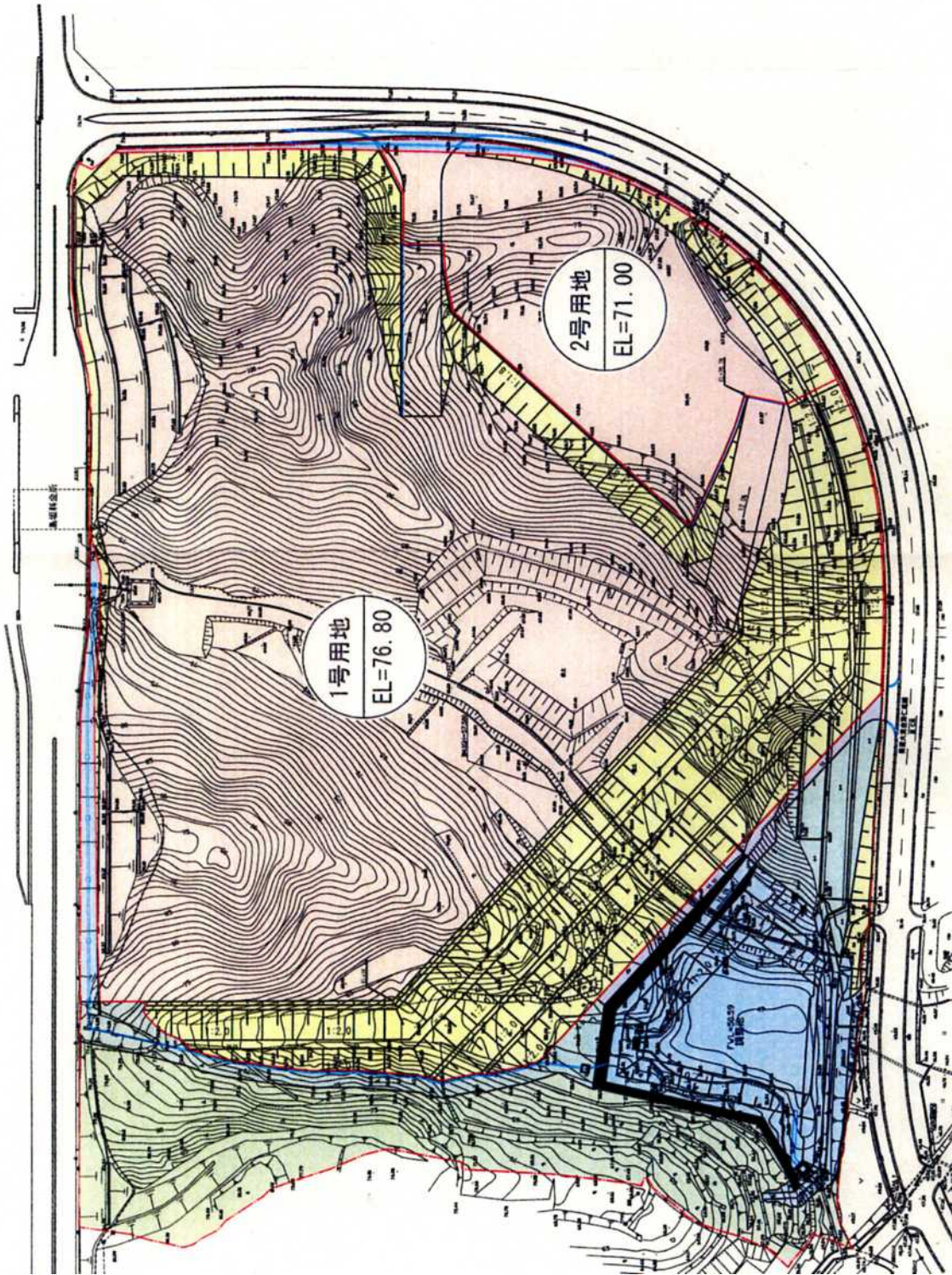
---

立会人 香川県三豊市豊中町本山甲201番地1  
三豊市議会

議長

---

土地利用計画図 S=1:1500  
三壱市 三野町



凡 区 城	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 他
平 坦 地	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 他
そ の 計	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
平 坦 地	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
そ の 計	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
小 計	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
法 面	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
公 道	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
路	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
洪 水 調 整 池	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
水 路	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
残 遺 森 林 地	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
小 計	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計
合 計	1 号 用 地	2 号 用 地	そ の 計